

ケムニッツの労働者運動とドイツ機械製造工 カンパニー（1863—67年）（下）

——1860年代ドイツの労働者運動と生産協同組合(3)——

山 井 敏 章

問題の設定

I. 革命後の労働者運動と地域的特質—概観—

1. 革命後の労働者組織
2. 各地の労働者運動
 - (1) 西南ドイツ
 - (2) バイエルン
 - (3) ヘッセン
 - (4) 北ドイツ
 - (5) プロイセン
 - (6) ザクセン

II. ケムニッツの労働者運動

1. 革命後の諸組織と1860年代初めの政治状況
2. ケムニッツ労働者教育協会（以上第40巻第5号）

III. 1862/63年の労使紛争とドイツ機械製造工カンパニー

1. 1862/63年の労使紛争
2. ドイツ機械製造工カンパニー
 - (1) 成立と成員構成
 - (2) シュルツェ=デリッチュ
 - (3) 発 展
 - (4) ラサール派
 - (5) 破 産

結 語

Ⅲ. 1862/63年の労使紛争とドイツ機械製造工カンパニー

1. 1862/63年の労使紛争

1861年10月のザクセン営業条令は、20人以上の労働者を雇う経営に対して工場規則の導入を義務づけた。これに応じてケムニッツ機械工業の工場主は、早速新たな工場規則の導入をはかった。まず当市最大の機械工場主リヒャルト＝ハルトマンが自身の工場のための工場規則草案を作成し、1862年8月に市参事会に提出した。この草案は若干の修正を経た後、「ケムニッツ市機械工場・鑄造所工場規則」としてその翌年からハルトマンを含む市内の39の企業において実施されることになる。労働者に対する数多くの罰則規定を含むこの工場規則の内容は、すでに紹介した¹⁾。以下ではこの工場規則の導入をめぐる労使の対立について述べることにしよう²⁾。

さて、すでに工場規則導入の試みに先立ち、工場主層は工場疾病金庫を共同で設立しようとはかっていた。先の営業条令と同時に発布されたその執行令には、共同の工場疾病金庫を設立する旨規定されている。これに従って1862年5月、ハルトマンを筆頭とする46人の企業家が、工場疾病金庫の規約を市参事会に提出して承認を求めたのである。ただし営業条令によれば、既存の別の金庫に加入するなど労働者に多様な可能性が認められていた。これに対して工場主側の規約では、工場主が共同の金庫に加入した場合、彼の下で働く労働者も強制的にこれに加入せねばならない。市参事会は、他の疾病金庫に加入していない労働者にも加入強制を限定するという修正提案を行ったが、工場主側はこれを拒否した。結局規約は、申し入れ通りの形で同年12月に承認された。

金庫の設立に向けて工場主側は一応労働者と協議の場を設けたが、それは民主主義を装ったポーズにすぎなかった。席上ある労働者が、市内の既存の疾病金庫の規約を営業条令の規定にあうよう修正すればよい、と提案したとき、工場主側は次のように答えた。「労働者を協議に加えること自体、特別のはから

いなのだ。…規約が気に入らないなら、よそで仕事をさがせばよい。」他の労働者と協議するため労働者の代表が規約文書を手渡すよう求めたとき、工場主側はこれを拒否した。また疾病金庫の運営には一応労働者側代表の参加が認められてはいたが、例えばリヒルト=ハルトマンは、自身の労働者に対して彼の指名する人物を選出するよう命じている。

工場疾病金庫の問題は労働者教育協会でも議論された。そもそも協会自体、この問題および工場規則導入をめぐる闘いの拠点として設立されたとも考えられる。結成後まもない1863年1月、協会は、ケムニッツを管轄するツヴィッカウ県庁に疾病金庫問題についての陳情書を提出した。ここでは特に労働者の共同決定権の欠如が問題とされている。さらに、金庫からの随時脱退を工場主に認める規定が労働者の怒りをかった。工場主が脱退すれば、それと同時に労働者は金庫に対する一切の請求権を失うことになるのである。

工場疾病金庫の問題は、その後も労働者教育協会でも議論された。ただし協会の会長ヴィッティヒは、この問題について何らかの決議を行う権限を協会にはもたないと考え、むしろそのための労働者集会在別個に開催されるべきであると主張した。労働者協会ではなく、すべての労働者を結集する労働者集会という考えが、こうしてケムニッツでも前面に現れたのである。

1863年2月13日、協会幹部は労働者集会の開催許可を警察当局に申請したが、書式上の誤りを理由に拒否された。しかし翌日の新聞には、市内の機械工場・鋳造所の労働者に集会への参加をよびかける広告が掲載されている。場所はレストラン「シュタット=マンハイム」のホール、広告の署名者は協会とは別の「委員会」となっている。集会在許可されなかった旨が各工場に伝えられたにもかかわらず、その日の夕方、レストランの前には2,000人の労働者が集まった。当時ケムニッツの機械工業で働く労働者は約4,000人と考えられ、そのほぼ半数が集結したことになる。彼らは集会を強行しようとしたのかもしれない。しかしまもなく警官隊が現れ、さしたる衝突もないまま労働者は解散した。

予定された集会では疾病金庫の問題だけでなく、工場規則についても議論がなされるはずであった。上にふれたハルトマンの工場規則は1862年11月に市参

事会の認可を得ており、市内の重要な機械工場のはほとんどにこれを拡大しようという試みがなされていた。共同の工場疾病金庫は、工場規則のなかで規定されることにより完全な法的拘束力を持つことになる。

2月14日の集会が禁止された4日後、市内の機械工場労働者の代表600人が、「シュタット=マンハイム」で集会を開いた。議長をつとめたのはヴィッティヒである。ケムニッツの国民協会の指導者で、進歩協会にも参加したA. リッペルト（Lippelt）が工場規則問題についての綱領的文書を作成し、集会の冒頭でこれを読み上げた。ここでリッペルトは、計画される工場規則を「憂慮すべき企て」と非難した。これによって「多数の階層の人々が、幾人かの企業家および彼らの雇う監督たちの思うままにまかされることになる」。しかし同時に彼は、「気を静めるように」と労働者に呼びかけている。リッペルトに代表される自由主義者たちは、いまや独自に動き出した労働者を、何とか彼らの設定した枠内にひきとめようとしていたのである。

自由主義者の努力は一定の成功をおさめた。「シュタット=マンハイム」の集会では、今後工場規則について論じる際は公開集会という形をとらず、各工場の労働者が10人ごとに代表を1人選出し、これに協議を委ねることが決定された。また工場規則の対抗草案を作り、これを企業家側に提出することも決議されている。草案の作成は、弁護士ファーター（A. Vater）に委ねられた。彼は進歩協会の一員であり、国民協会ならびにプロイセン進歩党寄りの立場を示す「ケムニッツ新聞」の責任編集者でもある。

もっとも労働者代表の選出、工場規則対抗草案の作成、そしてその費用を賄うための募金活動などの労働者の行動は、自由主義者の目にはすでにやや行きすぎと映っていた。工場規則草案を作成する権利を労働者は法律上もたず、従って予定される労働者代表の選出は、警察といざこざを起すだけに終わるだろう。「ケムニッツ新聞」に寄せられたある論説はこう警告し、さらに次のように述べている。「きっと本来の意に反してのことであり、またおそらく公的な問題での訓練が不足しているためのことであろうが、労働者が大衆運動と見られるような行動をとることにより、彼らについてのこれまでの好意的な判断

を動揺させるような危険を冒すことのないよう期待する。」労働者の独立した運動につながりうるものすべてを、自由主義者は排除しようとしたのである。

2月20日、各工場の労働者から選出された400人の代表が集会を開いた。ケムニッツ機械工業のほとんどすべての労働者が代表の選出に参加したことは、労働者にとって大きな成功であった。ただし集会では、新しい工場規則のうち最も極端な規定についてのみ、市参事会宛の陳情書で削除を訴えることが決議されるにとどまった。閉会の挨拶のなかでヴィッティヒは、「今後いかなるときも常に法律の枠内で行動し、平穏な態度をとる」よう参加者によびかけている。

2月26日、労働者代表は再度集会を開き、ファーターの作成した工場規則についての陳情書に同意した。陳情書は12人の代表団によって、工場主側の代表者コンスタンティン＝プファフ（Constantin Pfaff）と市参事会に提出された。12人の代表団のうち6人は、労働者教育協会の役員およびメンバーである。市参事会はこの陳情を重視し、すでに提出の翌日、3月2日にこれに関する議論を行った。数人の参事会員は、労働者の要求は不当ではないと述べた。しかし結局この場では最終的な判断は下されず、まず専門家に意見書の作成を依頼することのみが決められた。労働者の批判する工場規則は、実はすでにハルトマンに対して参事会が認可を与えたものであった。もし労働者の要求を聞き入れれば、参事会は以前の自身の決定を自ら疑問とすることになる。参事会は苦しい立場におかれていた。

一方工場主側は、労働者の陳情に一応文書で回答はしたものの、一切譲歩は示さなかった。3月25日、労働者の代表は再度集会を開き、工場主側の回答を読み上げたが、すでにその2日前に工場規則は市参事会の認可を得ていた。4月半ば、労働者は県当局に再度文書で異議を申し立てたが聞き入れられなかった。

結局工場規則は5月28日に導入される。労働者代表の集会はその後も9月まで続いたが、6月以降は疾病金庫問題だけが議論の対象とされ、これについての異議申し立ても成果なく終わった。労働者の大部分は工場規則に署名したが、

騒動におよんだ場合もある。ハルトマンの工場では何人かの労働者が逮捕された。またここでは少なくとも2人の労働者が署名を拒否し、工場を去っている。

工場規則・疾病金庫をめぐる争いは、こうして労働者側の敗北に終わった。ただし敗北したのは労働者だけではない。労働者の運動を自己の掌中にとどめようとした自由主義者にとっても、工場規則の認可は大きな打撃であった。この一件は、ケムニッツにおける自由主義勢力の弱体をも示している。

「お偉いさんには感情も憐れみもない。吸血鬼だ。…遅くならないうちに〔工場〕規則を変えろ。」ある無署名の手紙はこのように述べた。別の手紙は「工場は監獄になった」と言い、工場規則が修正されない場合ケムニッツは灰の山になる、と放火の脅しさえかけている。ただしこのような深い失望と自暴自棄の一方で、労働者は彼らの生活を自身の力で改善する積極的な試みにとりくみ始めていた。機械製造工による生産協同組合の設立がそれである。

2. ドイツ機械製造工カンパニー

(1) 成立と成員構成

協同組合は、ケムニッツでは長い伝統を持っている。すでに1818年、19人の指物親方が共同で家具販売店を設立した。ほぼ10年後（1829年）、先述の手工業者協会が信用協同組合の設立を計画したが、当局の反対にあって実現しなかった。また1845年、ドイツ最初の労働者消費協同組合と言われる「エームンテルンク」(Ermunterung=励まし)がケムニッツに設立されている³⁾。さらに1849年10月に結成された三月革命期の労働者組織「一般アソツィアツィオン」は、消費協同組合として活動し、かなりの成功を収めた⁴⁾。

革命後の反動期にも、協同組合の伝統が途絶えることはなかった。1854/55年には仕立工・製靴工が原材料購入協同組合を設立している。すでにこれに先立つ1851年には、手工業者協会が「営業者のための前貸銀行」を設立した。またこの協会のイニシヤティブで、貧困家庭のための住宅建設を目的とする協同組合が、数人の工場主の支援を得て設立された。この他に生産協同組合的な試みとして、安価なパンの供給を目的とする製パン所が、ある織布親方のイニシ

アティヴで1853年に設立されている。上の住宅建設組合と同じく、この製パン所の資金は株式によって調達された。同年10月にメンバーは309人を数え、その大部分が織布工である。成員数はその後さらに増加し、翌年には1,000人をこえた。この協同組合には「一般アソツィアツィオン」のかつてのメンバーが多数参加しており、革命期の運動との連続性をうかがうことができる。労働者教育協会が自身で消費協同組合を設立したことは、すでにふれた。この他にも例えば1863年にある織布親方が相互共済協同組合を設立し、これも消費協同組合に発展した。1864年には、労働者教育協会のそれを含むケムニッツの8つの消費協同組合が中央委員会を設置し、業務の共同をはかっている。ただし加入団体の利害の対立から、実際の効果はわずかにとどまった。さらに1866年、ケムニッツ株式紡績工場の労働者・職員が消費協同組合を設立している⁵⁾。

1863年3月28日、数人の労働者が会合を開き、機械製造のための生産協同組合を設立することを決定した。続く二度の会合には40人から60人ほどの参加者があり、あらかじめ作成された規約案が採択された。設立される企業の名は「ドイツ機械製造工カンパニー」(Deutsche Maschinenbau-Arbeiter-Compagnie)とされた。「ドイツ」という付称のうちに、全国の先駆けになろうという労働者の意気込みが表れている。

カンパニーは株式会社の形態をとった。ザクセンのみならずドイツには当時なお協同組合法がなく、法的には株式会社の形態をとるほかなかったのである。できるだけ多くの労働者が参加しうよう、一株の価格は25 Tlr.という低額に抑えられ、さらに1人4株までという制限が加えられた。当初300株ほどさばければ充分と考えられたが、すでに同年8月までにその倍以上の申し込みがあった⁶⁾。工場が発展すれば、やがてすべての株主がここで働くことができるだろうと期待されていた。製品の中心は紡績機におかれた。作業機と比べて、紡績機の製造に必要な機械の調達費用はわずかですんだからである。

同年4月初め、クロスターミューレ(修道院製粉所)と呼ばれる工場建物の所有者との交渉の結果、労働者はこの物件を年1,000 Tlr.で賃借しうることになった。さらに廃業したある機械工場から、機械や材料を有利な価格で手に入

れることが可能になった。クロスターミューレは、20年あまり前（1841年）、リヒャルト＝ハルトマンが工場を開設した場所である。しかし4月21日、契約署名の直前になって、この建物は火事で焼け落ちた。原因はおそらく放火と考えられ、労働者協同組合に対する妨害行為であった可能性も否定しえない。

別の物件の賃借交渉が失敗に終わった後、ある繊維機械工場が31,000 Tlr.で売りに出された。工場は比較的大規模なもので、広い敷地と複数の工場建物のほか、蒸気機関や多数の作業機も同時に取得しうる。上昇を続ける地価や今後の都市計画を考えた場合比較的安い買い物と思われ、同年6月、協同組合の発起人はこの工場の買い入れを決めた。必要な資金の大部分は工場敷地を抵当に入れて調達されたが、それでも現金払いの必要な部分はかなりの額にのぼった。1863年7月11日までに、分割払いの一部として4,000 Tlr.がもとの工場所有者に支払われている。この資金は、発行株式への払い込み金によって賄われた。

この頃までに株主数は約300人に達していた。カンパニーの株主の職業別構成比率については、1865年末の時点における以下のような数値が得られる（カッコ内は取得株数の比率）。すなわち旋盤工34.4%（36.3%）、錠前工（機械仕上工）22.7%（26.6%）、指物工12.9%（8.9%）、工場労働者12.5%（12.8%）、工場主5.1%（5.3%）、鍛冶工4.1%（3.5%）、商人3.5%（3.5%）、弁護士3.0%（1.3%）、織布親方1.2%（0.9%）、材木商0.4%（0.5%）、仕立親方0.2%（0.5%）。見られるように、株主数・株数とも全体の9割近くを労働者が占めている。特にリヒャルト＝ハルトマンの工場の労働者が多くを数え、1864年4月の時点で150人以上、全株主のほぼ半数におよんでいた。

一方カンパニーの株主には工場主・商人・手工業親方・弁護士も含まれ、株主数・株式数のいずれについてもあわせて10%以上を占めている。ただし彼らがこれに参加したのはカンパニーが設立された後のことであり、とくに工場主・商人の場合、カンパニーとの取引の都合から株主となるのが通例であった。協同組合の指導部も、支配人1人を除けばすべて労働者から成っている。機械製造工カンパニーはまさに労働者の企業であった。

ところで上に見た株主の職業構成からは、さらにカンパニーの担い手が主として熟練の金属労働者であったことが知られる。彼らは機械工業の熟練工であり、高度の手工業的熟練を備えた労働者中のエリートであった。その比較的高い賃金収入は、協同組合の株式を購入するだけの財政力を彼らに与えていた。また自身で工場を設立し運営するための知識と技能を、彼らは十分に備えていると確信していた。すでにわれわれは、これらの労働者がケムニッツ労働者教育協会の中心的メンバーであったことを指摘しておいた。機械工業の熟練工は、労働者運動に最も積極的に関わった労働者集団の一つでもある⁷⁾。

さて工場の購入によって労働者は、不安定な賃借に頼る必要から解放され、信用の調達にとっても有利な条件を得ることになった。ただし1864年6月までカンパニーはザクセン政府の認可を得られず、これが信用調達を困難にする要因となっていた。また工場の開設にはあわせて15,000 Tlr.の自己資金が必要であり、これはすでに発行された株式の額をこえていた。さらに経営資金がこれに加わる。組合の設立委員会は、労働者に株式の購入を訴えたが、結果は期待を裏切るものだった。組合企業に対して、多くの労働者はなお不信感を抱いていたのである。

また、工場主による妨害の影響も無視することはできない。カンパニーの一員となる労働者に対しては、解雇の脅しがかげられた。ハルトマンの工場では、株主となった労働者が退職するとき、その退職証に赤インクで「株」と目印がつけられた。新しい職場を探す際、彼らは退職証を提示せねばならない。こうして市内の別の工場で働くことが困難にされたのである。ただし全体として見れば、企業家による妨害は、なお控え目なものにとどまっていたようである。カンパニーの株主となった労働者は一般に最も有能な熟練工であり、彼らと対立することは企業家にとって必ずしも有利ではなかった。

1863年5月6日、ドイツ機械製造工カンパニーは正式に発足した。実際に生産を開始したのは7月初めのことである。当初4人だった工場の労働者は、同年末には54人にまで増えた。もっとも組合の財政はなお困難な状態にあった。1864年2月の時点における組合の資産構成を見ると、248人の株主による345株

分の払い込み金が 6,913 Tlr., メンバーからの借入金 3,071 Tlr., 貯蓄金庫の預金（一株取得するだけの資金を持たない労働者が、やがて株主となるために積んでおいたもの）505 Tlr., 支配人からの借入金 5,000 Tlr. となっている。この資金のうちからすでに 10,000 Tlr. が敷地購入のために支払われており、残る 5,489 Tlr. から経営資本と、さらに工場購入のための分割払いの費用が賄われねばならなかった。

労働者はシュルツェ=デリッチュに資金援助を求めた。当時「労働者の使徒」（Arbeiterapostel）として絶大な支持を得ていた彼は、1863年9月にケムニッツを訪れ、公開集会で講演を行うほか、機械製造工カンパニーの工場を自ら視察してもいる。カンパニーを設立した労働者が、すでに以前からシュルツェの協同組合運動を知っていたことは確実である。われわれはここで、シュルツェの協同組合思想および運動について、とくに生産協同組合の問題に注目しながら若干のコメントを行っておこう。

(2) シュルツェ=デリッチュ

生産協同組合は、シュルツェの協同組合構想のなかで「頂点」の位置を与えられている。彼によれば、ここにおいては各人が企業家であると同時に労働者であり、資本と労働の真の宥和が実現される。また大資本との競争に耐え、不況をのりきるに十分な資本を集積することは、労働者のみならず手工業者にとっても、生産協同組合に結合することによって初めて可能になる。⁸⁾

シュルツェの最大の関心は、手工業の安定にあった。ただしそれは同時に労働者の状態の改善にも寄与する。まず彼は、古典派経済学の賃金基金説に従って、労働者の賃金上昇の可能性は賃金基金の拡大にこそある、と考えた。そしてこの賃金基金の拡大は、一つには原材料購入・信用協同組合の助けをえて手工業が安定し、あるいは小親方が企業家に上昇することによって、また一つには、もはや独立して生産する能力のない手工業者および賃労働者が生産協同組合に結合することによって実現される。さらに一般の企業家は、生産協同組合に労働者を奪われぬよう、企業利潤の分配を求める労働者の声にも応じざるを

えなくなる。これらが実現されれば、企業ならびに生産協同組合の生産増に労働者自身に関心を持つようになるであろう。こうして協同組合は、社会全体の繁栄をもたらすことになるのである。

シュルツェの実現しようとした社会は、ほぼ同じ規模の中小企業が競争する単純な市場経済であったと言える。生産協同組合への結合による経済的独立によって、あるいは利潤への参加を通じて、賃労働者にも中間層への上昇の道が開かれるはずであった。別の機会にわれわれは、「『中程度の存在』から成る無階級の市民社会」という初期自由主義者の未来像について論じたことがある。⁹⁾われわれは、シュルツェもまたこのような未来像を共有していた、と言ってよいだろう。ただし彼の主導する協同組合運動の実際の展開は、このような理想とは必ずしも一致しない発展をたどっていた。

まずさまざまな種類の協同組合のうち、シュルツェの活動の当初（1850年代）から成功を収めたのは信用協同組合のみであり、原材料購入・製品販売協同組合の発展はおくれた。消費協同組合は1860年代に入って急速に発展するが、「頂点」とされた生産協同組合の数はわずかであった。シュルツェ自身の確認するところによれば、1865年の時点でドイツ・オーストリアには、信用協同組合が961、消費協同組合が157、原材料購入協同組合が143、販売協同組合が30、そして生産協同組合が26存在した。信用協同組合および消費協同組合はその後も増えつづけるが（1875年にそれぞれ1,034, 2,764）、原材料購入・販売協同組合はほぼ同じままにとどまった。また生産協同組合は1870年に74、1875年に199と増えている。

信用協同組合の優位は、シュルツェが会長をつとめる協同組合の連合体の加入組織に限った場合、さらに明らかである。¹⁰⁾すなわち1865年にこの連合に属する567の協同組合のうち、信用協同組合が492と圧倒的多数を占めていた。これに対して原材料購入・販売・生産協同組合はあわせて43、消費協同組合も32にすぎない。このような状況に対しては、自由主義陣営内部からも疑問の声があがっている。例えばヴェルテンベルクの銀行家で邦議会議員でもあったE.プファイファー（Pfeiffer）は、労働者向けの協同組合、つまり消費・生産協同組

合の促進に連合は熱心でない、と批判した。実際シュルツェ個人についても、協同組合に関する実践上・文筆上の活動は、1850年代末以降ほとんど信用協同組合にのみ集中している。

さらに問題なのは、協同組合の加入者、とりわけ信用協同組合のメンバーのかなりの部分が上層中間層から成り、シュルツェが本来念頭においていた手工業親方・労働者（これらをシュルツェは「勤労諸階級 *arbeitende Klassen*」として一括する）の数を上回っていたことである。若干時期が後になるが、1870年における507の信用協同組合のメンバー201,150人の構成は次のようであった。まず「勤労諸階級」に属する者として、自営手工業者77,356人、工場労働者・鉱山労働者・手工業職人9,419人、農林漁業労働者4,857人、下級官吏ならびに職員・船員・給仕3,939人、奉公人・召使2,083人、商店員1,174人、以上計98,828人があげられる。これに対して上層中間層と見なしうるのは、農民・庭師・山林業者・漁師39,696人、商人19,989人、医師・薬局店主・芸術家・作家・官吏15,288人、運送業者・船主・旅館（居酒屋）主人10,225人、年金・金利生活者および無職10,290人、工場主・鉱山主・建築企業家6,834人、以上計¹¹⁾102,322人であった。

またこれらの協同組合が供与する信用の形態を見た場合、小手工業者や農民間向けの前貸手形や借用証による取引の額が全体として停滞ないし減少ぎみであったのに対し、富裕な層が好んで使う割引手形および当座勘定取引の額は増加していった。1880年の時点で両者はそれぞれ約6億5千万M.と約7億9千万M.であり、その比率はほぼ1対1.2となっている。すでに1859年にシュルツェは、メンバーの大半が富裕な中間層から成るいくつかの信用協同組合に対して、貧しい層を排除しないよう求めている。協同組合運動の内部で、本来の対象であるべき「下」に対する閉鎖の傾向が現れていたのである。

またシュルツェの協同組合思想は、自由主義者のあいだでも必ずしも全面的な支持を得ていたわけではなかった。確かにシュルツェ自身が中心的人物の一人となった「ドイツ国民経済会議」（自由貿易論者の結集体）では、1858年の第一回会議で協同組合を積極的に支持する決議が採択された。ただしその際生産

協同組合は、この決議の対象から除外されている。会議の中心人物の一人M. ヴィルト（Wirth）は、シュルツェが生産協同組合を過大評価していると批判した。ヴィルトによれば、手工業者・賃労働者の生産協同組合への結合は、結局のところ個人の「自己否定」でしかない。シュルツェがいわば「集团的自助」を追求したのに対し、ヴィルトは、自助はあくまで「個人的自助」であるべきだ、と主張したのである。¹²⁾

1863年の第一回 VDAV 大会でも、生産協同組合についての意見は分かれている。ロンドン万国博に労働者代表の一人として派遣された J. C. ビックハルト（Bickhard）は、とくにロッテデールの生産協同組合を訪ねて強い印象を受け、この先駆的な試みにドイツの労働者が続くべきだ、と訴えた。また先のヴィルトの弟 F. ヴィルトは、成立したばかりの「ドイツ機械製造工カンパニー」に言及し、次のように述べている。「しかし現在ドイツでも生産協同組合の設立が始まっている。ケムニッツの機械労働者のアツィアツィオンがこの点で先に立ち、ドイツでも生産協同組合が可能であることを証明している。」

これに対して M. ヴィルトは、近年生産協同組合が実際以上に重きをおかれている、と述べ、その過大評価を戒めた。彼によれば、この種の協同組合はどこでも実施可能というわけではない。実際1848年にフランスで約200の生産協同組合が設立されたが、そのほとんどが失敗に終わっている。彼によれば、多くの労働者はむしろ自身の力で独立しうる。貯蓄協同組合や消費協同組合は、若い労働者が独立資金を蓄える助けとなるだろう。また信用協同組合を通じて経営資本の調達が可能になる。さらに原材料購入・販売協同組合が、経営の順調な発展を助けるだろう。ヴィルトはさらにもう一つ、なお一般の議論にはのぼっていない新たな種類の協同組合の有用性を強調した。すなわち原動力・機械を備えた工場を共同で設立し、組合員がそれぞれ独立した経営者として個々にこれを利用する、という形の協同組合である。このような協同組合なら、ある組合員が破産しても他の組合員が共同責任を負うことはない。

結局大会では、「シュルツェ=デリッチュの提案に従って貯蓄・前貸・消費・販売倉庫等の経済的協同組合を設立すること、および原動力・機械を備えた工

場を共同で利用するための協同組合を設立すること」が望ましい、との決議がほぼ満場一致で採択された。生産協同組合については、この問題を検討する委員会が設置され、大会に参加したケムニッツ労働者教育協会の代表A. ラビウス（Rabius）が委員の一人に選ばれた。¹³⁾

翌年の第二回 VDAV 大会で、ラビウスは生産協同組合についての報告を行った。「できるだけ多くの生産協同組合を設立することが望ましい。これによって、賃金の上昇と労働時間短縮にきわめて大きな影響を及ぼしうるからである。」このようなラビウスの決議案に対しては、しかしふたたび異議が唱えられた。結局大会では、「各地の事情、人的・財政的状况の許すところのみ」生産協同組合の設立が勧められる、というM. ヴィルトの決議案が採択される。¹⁴⁾

もっとも1865年の第三回大会以降、VDAVの「左傾化」とともに、生産協同組合に対する評価は高まっていったように思われる。この大会、および1867年の第四回大会では、先のプファイファーが生産協同組合を積極的に支持する演説を行って参加者の賛同を得た。信用協同組合・消費協同組合などで蓄積された資金を生産協同組合設立のために用いることを、彼は提案している。¹⁵⁾

一方これに対して、生産協同組合に対するシュルツェ自身の態度は、この間しだいに消極的なものになっていった。性急に生産協同組合を設立するのではなく、むしろそれ以外の協同組合で訓練をつむべきである。イギリスと異なり、ドイツではなお協同組合精神の発展が不十分でしかないのだから。シュルツェはこう述べている。1865年、協同組合連合の第七回大会で、信用協同組合の資金援助によって生産協同組合を設立するという提案がなされたとき、彼はこれに反対を表明している。連合に加わる協同組合の圧倒的多数は上層中間層が主導権を握る信用協同組合であり、連合の指導者であるシュルツェは、信用協同組合の利害を第一におかねばならなかった。また1870年、ザクセンのある生産協同組合が彼に信用供与の仲介を依頼したとき、この組合が、彼に近いヒルシュ=ドゥンカー系の自由主義的労働組合のメンバーによって設立されたものであるにもかかわらず、シュルツェは要請を拒否した。彼がそれまでに私的に支援した協同組合は、結局すべて破産していた。この苦い経験が、生産協同組合

に対する彼の慎重な姿勢の一因であったと思われる。

手工業者のみならず労働者をも対象としたシュルツェの協同組合運動は、やがて主として手工業者のための、とりわけ上層中間層のためのものに変質していった。「中間的存在」への労働者の上昇を必須の要素として内包する初期自由主義の思想は、シュルツェにおいても破綻した。

(3) 発展

ケムニッツ機械製造工の生産協同組合に戻ろう。彼らがシュルツェに資金援助を求めた当時、彼はなお生産協同組合に対する支援を惜しんでいなかった。例えば1863年7月、ベルリンのある生産協同組合に対して、彼はまず400 Tlr.、後にさらに300 Tlr.の資金を融通している。また翌年秋には、同じくベルリンの織布工生産協同組合¹⁶⁾に対して資金援助を行った。ただしとくに多額の資金が必要な機械工業については、シュルツェは慎重な姿勢をとっている。「機械製造工はもう2・3年待って、さらに数千 Tlr. 貯えるべきであった。」協同組合連合の1863年度の年次報告のなかで、ドイツ機械製造工カンパニーについて彼はこのように述べている。ただしつづいて彼は次のようにも言う。「しかしこれほどの禁欲と忍耐、これほどの企業運営能力を示し、苦勞して道をひらいた勇敢な人々を、信用協同組合が見殺しにすることはないだろう。」¹⁷⁾

1864年4月、シュルツェを保証人として、ヴェクゼルブルクの信用協同組合がドイツ機械製造工カンパニーに12,500 Tlr.の信用供与を行った。また小額ながらシュルツェもカンパニーの株式を購入し、自ら株主となった。多額の信用供与によって、カンパニーは当面の危機をのりきった。以後経営は一応順調に推移する。

カンパニーの発行株式数は、1863年7月の306から1867年1月には583に増加した。この結果得られた株式資本は、同じ期間に7,650 Tlr.から14,575 Tlr.に増大している。またカンパニーの工場で働く労働者の数は、1864年末から1867年の破産まで60人から90人で推移し、これらの労働者の大半は同時に組合の株主であった。例えば1865年7月に、85人の労働者のうち株主は70人を数

える（総株主数285）。

工場の生産設備は、他企業との競争に充分耐え、大きな注文も受けることのできるものであった。工場は三階建てで、二つの作業ホールの他、見本置き場・設計室・事務所がある。隣接する一階建ての家屋には、もう一つ大きな作業ホールと鑄造所・倉庫があった。ボイラー室からは12馬力の原動力が供給される。作業機としては旋盤11台、平削盤1台、ボール盤1台、鑄物研磨機2台、丸鋸1台が備えつけられていた。さらに1863年末に、フライス盤1台、ねじ切り旋盤1台、二重旋盤1台、そして火床のための換気装置が、合計約2,000 Tlr. で購入されている。綿糸・梳毛糸（Streich- und Kammgarn）紡績機が主な製品であったが、それ以外に伝導装置・歯車のような部品もつくられた。製品の販路は、ケムニッツ周辺のみならずドイツ全国の紡績業者におよび、さらにポーランドやロシアにまで輸出された。

1865年半ばまでの一営業年度にカンパニーは3,982 Tlr. の黒字をあげ、株主には5%（938 Tlr.）の配当が行われた。もっとも1864年12月の別の決算によれば利益は約50 Tlr. にすぎず、上の数字には疑問も残る。株主やそれ以外の労働者の支援を得るため、外部向けにあえて実情を上回る数値があげられたのかもしれない。

もっとも機械製造工カンパニーの意味を、たんに経済的業績のみで判断することは正しくない。1864年の第二回VDAV大会で、先にふれたラビウスは、カンパニーの状況にふれながら次のように述べている。「われわれはむしろ労働者身分の向上をはからねばならない。そしてそのためには、賃金・労働時間に大きな影響を及ぼすことのできる生産協同組合を頼みとせねばならない。労働時間が短縮されれば、労働者も自身の教育のための時間を獲得することができるだろう。¹⁸⁾」またカンパニーの業務報告のなかで委員会の委員長ラッシュェ（L. Lasch）は、この生産協同組合を、「大きな理念の全面的な実現に半世紀先立ち、他が追随すべき模範例」と位置づけている。

協同組合思想の啓蒙のために、1865年8月には毎週株主集会を開くことが決められた。集会ではたんにカンパニーの経営上の問題だけでなく、とくに労働

者教育に関わる問題が議論された。さらに株主集会は、ときにケムニッツの労働者集会に拡大して開かれ、市内の全労働者への運動の拡大がはかられた。

この間カンパニーの組合員は、シュルツェ=デリッチェに対する信頼を深めていった。組合の事務室には彼の肖像が飾られた。VDAVの機関紙に掲載されたある組合員の投書は、「自助の原理を固守せよ」とシュルツェの主張を支持する一方、ケムニッツ市内に現れたラサール派については批判的な目を向けている。すなわち約20人からなる「そのメンバーはほとんどが青二才で、すぐに血気にはやる奴らばかりから成っており」、ケムニッツの機械製造工の間ではほとんど支持を得られないだろう、¹⁹⁾と。しかしラサール派に対する労働者の態度は、実際にはさほど単純ではなかった。

(4) ラサール派

1863年3月、ドイツ労働者会議召集のための中央委員会が当初の目的を放棄し、ラサールの提言にしたがって労働者政党の結成に転じた経緯についてはすでにふれた。ライプツィヒの労働者集会で当地におかれた中央委員会が解散し、「全ドイツ労働者協会」(ADAV)結成のための新たな委員会が組織されたのは、3月24日のことである。²⁰⁾

その6日後、ケムニッツ労働者教育協会はこの決定に抗議して、次のような見解を表明した。すなわち政党を結成し、政治的方法によって労働者の経済的諸問題を解決しようとするのは、「ドイツの労働者協会の圧倒的多数がこれまで追求してきた、経験上有用であることの明らかな方向、すなわち学校や教育団体によって労働者の教養を高め、さらにあらゆる種類のアソツィアツィオンの設立によってその物的状態を改善するという方向と、明らかに矛盾する。…われわれはこのような運動には加わらない。われわれは、われわれの偉大な師、きわめて功労あるシュルツェ=デリッチェ氏がドイツの労働者に示した有益な道に、あくまで忠実にとどまるであろう。²¹⁾

同年6月に開かれたVDAV第一回大会の発起人に、ケムニッツ労働者教育協会は名を連ねている。VDAVは、5月に成立したADAVに対抗して結成

された労働者協会の連合体であり、ADVAと異なり、労働者と自由主義的名望家層の共同を維持しようとはなかった。しかし周知の通り、やがて内部でペーベル・リープクネヒトラ労働者独自の運動を追求する勢力が強まり、ついに1868年の第五回大会で、第一インターナショナル綱領の採択をめぐる左右に分裂する。

先にふれたようにケムニッツ労働者教育協会は、このようなVDAVの左傾化の動きには従わなかった。この組織の分裂に際し、協会は右派少数派に従ってVDAVを脱退している。²²⁾こうして協会の「右寄り」の姿勢は明らかであるとしても、しかしケムニッツの労働者が、ラサール派に対してつねに敵対的であったわけではない。²³⁾

ラサール派=ADAVの支部組織がケムニッツに成立したのは1865年半ばのことである。7月の時点でその成員は13人にすぎず、ごく小規模なものであった。同年9月29日に開かれた公開労働者集会は、ケムニッツにおけるADAVの最初の大規模な攻勢であったと思われる。この集会の開催された当時、ケムニッツの労働者のあいだには、ある事件をめぐるかつてないほどの興奮が渦まいていた。

事件の発端は、ヨハネ教会の若い牧師補C.ペーター（Peter）が9月10日の収穫感謝祭で行った説教にある。「神とマモン〔富と強欲の神〕の両者に仕えることはできない」と題する説教のなかで、ペーターは、工場での長時間労働によって労働者の家庭生活が崩壊の危機にある、と述べ、昼休みを2時間に延長し、家族がそろって昼食をとる時間を保証するよう求めた。

教会という予期せぬ方面からの攻撃に、工場主層は激しく反発した。ペーターの本来の意図は、ともに食事をする場を通じて信仰が維持される、ということにあった。しかしこれまでいわば宿命的なものを受けとられてきた労働時間を疑問としたことは、工場主および市当局の神経を刺激するに充分であった。ある新聞によせられた匿名の投書は、「神の国から産業の国への不当な干渉だ」とペーターを非難した。またある靴下工場の経営者は、労働時間を短縮すれば国富にかなりの損失が生じることになる、と論じている。彼によれば、作業時

間をずらして昼休みを延長しても、ただでさえ少ない夕方の自由時間を縮めるだけだし、また市外に住む労働者はいずれにしろ自宅に戻ることはできない。ペーターはくりかえし反論したが、それは事態を悪化させるばかりであった。

結局1865年9月30日、ザクセンの文化・公教育省は、今後説教の場で社会問題を論じてはならないと命じ、またペーター本人についても、新聞紙上でこれ以上議論を続けることを禁じた。

こうしてペーター個人については一応の決着がついたのであるが、しかしこの間労働者自身がこの問題について発言し、事態は新たな展開を示していた。「ケムニッツ日報」には、22人の工場労働者の署名を持つ投書が送られた。9月28日、労働者教育協会はこの問題について次のような決議を行っている。「われわれは、労働者の肉体的・精神的な健康のために、労働時間を11時間半に短縮することがきわめて必要であると考えます。…昼休みを2時間とすることによって短縮するか、あるいは夕方の労働時間を短くするかは、今後の検討に委ねる。」2時間の昼休みというペーターの提案は、こうして労働時間短縮という一般的な問題に発展した。

もっともこの頃ケムニッツ労働者教育協会は、すでに労働者に対する影響力を大幅に失い、その活動は停滞していた。上の決議のイニシアティブをとったのは、労働者よりはむしろ自由主義的名望家層であったと思われる。労働者に自由な時間を与えることは、彼らの重視する労働者の自己教育の不可欠の前提でもあった。ただし労働者自身もこの問題について積極的に発言を行っている。ブルジョア寄りの新聞は労働者の意見をとりあげようとしなかったため、彼らは有料の意見広告を出して工場主層の態度を批判した。しかもその際労働者教育協会等既存の組織でなく、ある工場の労働者集団が署名者となるというように、独自の集団行動がとられていたことが注目される。

1865年9月29日のラサール派による集会では、おそらくこの労働時間短縮問題が議論の中心となった。さらに10月21日にも ADAV のメンバーによる集会が開かれ、多数の労働者が参加した。またこの集会の後、多くの労働者が ADAV に加入したと言われる。集会で演説を行ったフリッチェの報告によれ

ば、ケムニッツには100人の ADAV メンバーがおり、彼らの多くはハルトマンの工場で働く機械製造工であった。

少なくとも何人かの ADAV 構成員は機械製造工カンパニーに参加しており、しかも後者の指導的立場にあったことの確認される者もいる。例えば先にふれたカンパニーの委員会の委員長ラッシュは、その一人であった。²⁴⁾ ラサル派に対するカンパニー成員の批判的な発言は先に紹介した。しかしラサル派に対する態度が敵対ばかりであったわけではない。1865年12月11日のカンパニー委員会の会議で「われわれの企業の原理〔労働者の自助による協同組合〕に反対するラサル派」について議論がなされた際も、彼らの活動は、「われわれにとって実際のところ決して妨げとなるものではない」との発言がなされ、またある委員は、ADAV 支部の毎月の集會に委員会のメンバーができるだけ参加するよう提案している。²⁵⁾

1863年3月のラサルの『公開答状』以来、協同組合をめぐる議論は、シュルツェの言うように設立資金を労働者の自己資金によって賄うべきか、あるいはラサルの言うように、国家の資金援助によって設立される生産協同組合によってのみ労働者の解放が可能であるか、という相いれない両論の対立として展開した。しかし自助か国家援助か、という「誤った選択肢」(ナアマン)²⁶⁾は、労働者の行動を必ずしも拘束してはいない。実際に協同組合の設立・運営にとりくむ者にとっては、慢性的な資金不足のなかで、「自助でも国家援助でも」資金を獲得することこそが問題であった。一般の労働者は純粋な理論家ではない。彼らにとっては、自身の企業の成功こそが重要だったのである。

(5) 破産

終結に向かおう。カンパニーの経営に困難は山積していた。とりわけ資金繰りの問題はつねに経営陣の頭を悩ませた。注文は良好であったにもかかわらず、組合はつねに資金不足に苦しんでいた。代金の支払いが製品の納入後に行われ、この間かなりの資金を寝かせておかねばならなかったことが大きな理由である。さらに一旦経営に不安が現れるや、株主はただちに資金をひきあげようとした。

また労働者には経営管理・販売の能力が欠けていた。すでに手紙の文体・正字法の誤りなど、ごく初歩的な点で問題が生じている。1864年末の決算では21,000 Tlr. 分の支出の領収書がなく、また帳簿も一冊紛失していた。ただしその後、ヴェクセルブルク信用協同組合の理事長 R. フレーナー（Fröhner）の指導下で、簿記・資材管理・署名の権限・賃金表作成等の整備がなされた。先に見た通り、この信用協同組合は1864年春にカンパニーに巨額の資金援助を行っている。その際フレーナー自身株主となり、以後「黒幕」的な影響力を行使した。

工場の運営のためにカンパニーはすぐれた支配人の獲得につとめたが、これもうまくはいかなかった。とくに最初の支配人 E. ボニッツ（Bonitz）については問題が生じている。彼はラサール派の一員であり、工場主側の作成した工場規則への署名を拒否して、機械工場の支配人の地位を失っていた。木型製造工として彼はすぐれた熟練をそなえていたが、しかし経営者としての手腕には大いに問題があった。彼についてはさらに、市内の工場主層から高い地位を約束され、意図的にカンパニーの破産をはかったとの嫌疑さえかけられている。委員会での長い協議の末、1865年4月初めにボニッツは解雇された。ただし彼は組合にかなりの資金を預けており、これを返却するまでの保証として、工場の機械すべてを3,000 Tlr. で彼の抵当に入れねばならなかった。ヴェクセルブルク信用協同組合からの新たな信用供与により、カンパニーはようやくボニッツから離れることができた。

工場の現場では、労働者の規律の欠如が問題であった。1865年2月に市参事に提出されたカンパニーの工場規則を見ると、1863年に市内の機械工場に導入された工場規則—これに対する反対がカンパニー設立の重要なきっかけであったことはすでに見た—とは、いくつかの点で大きな相違を示している。例えば労働時間はいずれの場合も週65時間であるが、工場主側の工場規則の場合、仕事の終わる時間は工場主が毎日自由に決定しうる。これに対してカンパニーでは、毎日の就業時間が明確に定められていた。また労働者の憤激をかっさ多くの処罰規定は、カンパニーの工場規則には存在しない。しかしこのような措

置の前提として期待された労働者の自発的な服従は、充分には得られなかった。自身が株主であるという意識から、ある労働者は職長に反抗して次のように述べている。「お前が俺に指図するなんてとんでもない。俺はお前の監督下になどおかれてはいないのだ。」

さらに組合の指導者内部でも、経営上の決定等をめぐる個人的ないさかいが絶えなかった。カンパニーの発起人の一人であり、有能な職員でもあった A. ブランデス (Brandes) は、1865年7月に組合を去った。この年の後半には、委員会の委員長をつとめ、多くの株主の信頼を集めていたラッシュも組合から離れた。同年7月にポニッツがふたたび支配人の地位についており、ラッシュの離脱はこれに抗議してのことと思われる。ポニッツの再任は、彼のもつ多額の資金を借り入れる必要によるものであった。1865年末にはさらに何人かの役員がカンパニーを去っている。とりわけブランデス・ラッシュという協同組合思想の熱心な唱道者が失われ、指導部は弱体化した。

1866年のプロイセン・オーストリア戦争は、カンパニーに決定的な打撃を与えた。戦争による不況のなかで新たな注文は止み、過去の注文もつぎつぎに取り消された。プロイセン軍はケムニッツをも占領下においた。重要な運輸手段である鉄道交通は途絶え、金融市場で資金を得ることもほとんど不可能になった。²⁸⁾ 市内のほとんどの工場は操業短縮を強いられ、いくつかの企業は生産を完全に停止した。株主の一人である労働者は、窮状のなかでカンパニーの委員会に次のように訴えている。「他日仕事が得られるという保証を求めて、私は組合に加入しました。『一人は皆のために、皆は一人のために！』このモットーに共感し、それでメンバーになろうと思ったのです。このモットーを、今私は自分のために利用してもよいだろうと思います。…働く時間が短くなったため、最低限の生活に必要な稼ぎすら得られないでおります。そこで、家屋管理人の職につくことができないか、委員会にお尋ねいたします。私が株主であることを御考慮下さい。現在の管理人は、当地の出身者でもなければ株主でもありません。私はこれまで、人を押し退けてまで仕事につこうとしたことはありません。現在の状況、私の全財産が組合の二株しかないという状態が、このような

お願いをさせるのです。家具や世帯道具はすでに質に入れてしまいました。」

カンパニーの財政は1866年秋にはほとんど破綻し、工場の機械を売却せざるをえなくなった。買い手となったのは再びボニッツである。彼は3,300 Tlr. で重要な機械をすべて買い取った。ただし契約によってこれらの機械はそのままカンパニーに賃貸され、生産は継続された。こうして一旦危機は脱せられたものの、すでに破局は免れなかった。注文を受けた何人かの顧客が破産し、2,000 Tlr. の損失が生じた。満期になった4,000 Tlr. の手形債務をカンパニーは返済できず、さらに6,000 Tlr. の手形の満期が近づいていた。

1867年4月、カンパニーの建物は裁判所によって差し押さえられた。委員会の一員であり、協同組合思想の熱心な擁護者であったフレンツェル（F. Frenzel）は、危機を克服するために結集するよう労働者に訴えた。カンパニーの挫折はカンパニーのみの問題ではない。むしろそれは、「自助のための改革を求める労働者身分すべてにとって…精神的な、そして政治的な敗北」である、と。

同年6月、カンパニーの委員会は株主に回状を送り、同封したリストに払い込み可能な金額を記入するよう求めた。破産を阻止するためには3,000 から4,000 Tlr. の資金が必要であった。全部で320人ほどの株主のうち、翌月までに約200人がこれに応じ、1,900 Tlr. ほどの資金が得られることになった。しかしこうして得られる資金にしても、カンパニーの救済には足りない。

7月15日、レストラン「シュタット=ケルン」で最後の総会が開かれ、カンパニーの解散が決定された。ドイツ機械製造工カンパニーは、4年間にわたる活動をこうして終えたのである。ただし総会では、新たな協同組合を設立するという提案がほぼ満場一致で採択され、7人から成る創立委員会がただちに選出された。ケムニッツの機械製造工のあいだには、この協同組合の株式購入を求める署名リストがふたたび回された。100人をこえる労働者がこれに応じ、リストに自身の名を記している。

8月13日に行われたカンパニーの土地・建物・機械の競売には、新しい協同組合の代表も参加した。彼らはこれを取得して協同組合を再開しようとはかっ

たが、手持ちの資金は限られていた。当初 16,972 Tlr. と評価されたカンパニーの資産は、結局 26,000 Tlr. でケムニッツ前貸銀行の手に渡る。労働者の期待はついで去った。

一部の労働者は、しかし協同組合設立の夢をなおすてなかった。かつてのカンパニーの株主によって貯蓄・信用協同組合が設立され、生産協同組合設立のための資金の蓄積がはかられた。この貯蓄・信用協同組合は、少なくとも1872年まで存続したことが確認される。ただし機械製造工が新たに生産協同組合の設立を試みた、という事実は知られていない。

- 1) 拙稿「産業革命期」, 352-354頁。
- 2) 以下, Hofmann, S. 27-33 による。
- 3) もっともリュエデッケによれば、「エァムンテルンク」の設立は1858年であった可能性が高い。またこの組織は本来社交を目的とする団体であり、せいぜい消費協同組合の前身として位置づけうるにすぎない。W. Lüdecke, Zur Entstehung der Komsunggenossenschaftten in Deutschland, Diss. Leipzig 1961, S. 21, 47. なお本節における機械製造工カンパニーについての叙述は、特に注記のない限り, E. Hofmann, Die Deutsche Maschinenbau-Arbeiter-Kompanie in Chemnitz (1863 bis 1867), in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 1983/III, S. 77 ff.; H. Häntschke, Die gewerblichen Produktivgenossenschaften in Deutschland, Charlottenburg 1894, S. 133-142 による。
- 4) 「一般アソツィアツィオン」について, 拙稿「〈アソツィアツィオン〉」, 17頁を参照。
- 5) Hofmann, Entwicklung, S. 41, 47; W. Schnabel, Die Entwicklung des Chemnitzer Bäckerhandwerks von seinen Anfängen bis ins 19. Jahrhundert., Diss. Borna/Leipzig 1931, S. 73 f.
- 6) CAZ, Nr. 35, 30. 8. 1863, S. 200.
- 7) 拙稿「産業革命期」, 337, 344-350頁を参照。同じ金属労働者でも鉄鋼業の場合は、手工業的伝統を持たない半熟練・不熟練労働者が大半を占める。彼らの多くは農業ないし農村の出身者であり、農閑期のみ工場で働いたり、農業を副業として営むなど、工場労働者となった後もしばしば農業との結びつきを保ち続けた。機械工業におけるような「手工業者」としての労働者の連帯は、鉄鋼業でははるかに弱い。また彼らの作業は強度の肉体労働であり、細かく分断された作業・仕事場のなかで、職場を基礎とした連帯感の形成も困難であった。機械工業労働者とは対照的に、労働者運動への彼らの参加はわずかにすぎない。J. Kocka,

Arbeitsverhältnisse und Arbeiterexistenzen. Grundlagen der Klassenbildung im 19. Jahrhundert, Bonn 1990, S. 413 ff. 514 f. さらに田中洋子「企業共同体と社会的労働運動の相剋(1)―(4)」『経済学論集』（東京大学）56-1, 56-3（1990）, 57-1, 57-2（1991）をも参照。ここで田中氏は、19世紀後半以降のドイツの労使関係について、大企業における労働者の企業内統合と手工業・中小規模工場における労働者運動の展開という二極的構造のシェーマを示している。その際とくに金属工業が事例とされ、前者については鉄鋼業が、後者については諸種の金属加工業が検討の対象とされている。ただし鉄鋼業と同じく大企業の発展を遂げながら、鉄鋼業とは対照的に労働者運動の中心の一つとなった機械工業について、十分な検討がなされているとはいえない。あるいは大企業についての氏の議論は、鉄鋼業の状態に引き寄せられすぎているように思う。機械工業では大企業においても手工業の要素が強く、田中氏の言うような大企業と中小企業間の労働市場の二分は、必ずしも明確ではなかった。大企業か中小企業か、という分類の基準は、それだけでは単純にすぎよう。むしろ主要産業ないし業種のそれぞれについて、労働者の社会的・経済的存在形態の類型的な分析が必要であると思われる。この点について、拙稿「産業革命期」、355-356頁（注8）を参照。

- 8) シュルツェの協同組合思想とその実践について、R. Aldenhoff, Schulze-Delitzsch. Ein Beitrag zur Geschichte des Liberalismus zwischen Revolution und Reichsgründung, Baden-Baden 1984, S. 90-96, 163 ff., 197 ff.; Offermann, Arbeiterbewegung, S. 206 ff. 参照。
- 9) 拙稿「ドイツ三月革命期における業巻労働者の運動（下）」『立命館経済学』40-2（1991）, 56-57頁。
- 10) この連合体は、まず1859年に「ドイツ前貸・信用協同組合会議」（Vereinstag Deutscher Vorschuß- und Kreditvereine）として成立し、1862年に「ドイツ生活・経済協同組合代表機構」（Anwaltschaft der Deutschen Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）, さらに1864年に「自助にもとづくドイツ生活・経済協同組合一般連合」（Allgemeiner Verband der auf Selbsthilfe beruhenden Deutschen Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）となった。Aldenhoff, S. 105 f.
- 11) ただし消費協同組合の場合は「勤労諸階級」の比率がより大きい。1870年の時点で51の組合のメンバー2万4000人余りのうち、富裕な階層に属する者は8,574人、「勤労諸階級」に属する者は15,510人であった。Aldenhoff, S. 169 f.
- 12) M. ヴィルトについて、Vgl. Offermann, Arbeiterbewegung, S. 224 ff.
- 13) Berichte der VDAV, S. 24-29.
- 14) Ebd., S. 60-62.

- 15) Ebd., S. 102-106, 141 f. VDAV の「左傾化」(Ruck nach links) について, vgl. A. Bebel, Aus meinem Leben, Teil 1, Stuttgart 1910, S. 115; S. Na'aman, Arbeitervereine, Arbeitertage und Arbeiterverband - drei Etappen auf dem Weg zur Arbeiterpartei, in: Berichte der VDAV, S. XL. また1868年のVDAV 第五回大会における生産協同組合論の転換について, 拙稿「ドイツ初期社会民主主義における生産協同組合・労働組合問題 1865—1878年」『歴史学研究』606 (1990), 5-6頁を参照。
- 16) Aldenhoff, S. 201.
- 17) Häntschke, S. 136.
- 18) Berichte der VDAV, S. 60 f.
- 19) Flugblatt vom ständigen Ausschusse des Vereinstages deutscher Arbeitervereine (ND hrsg. von D. Dowe, Berlin/Bonn 1980), Nr. 15, 3. 9. 1865, Korr. Chemnitz.
- 20) Na'aman, Konstituierung, S. 107.
- 21) Hofmann, Entwicklung, S. 35 f.
- 22) Ebd., S. 37 f.; Berichte der VDAV, S. 163 f., 167.
- 23) 以下の叙述は, Hofmann, Entwicklung, S. 51 ff. による。
- 24) E. Heilmann, Geschichte der Arbeiterbewegung in Chemnitz und dem Erzgebirge, Chemnitz 1912. S. 24.
- 25) Hofmann, Maschinenbau-Arbeiter-Kompanie, S. 95.
- 26) Na'aman, Impulse, S. 78.
- 27) Heilmann, S. 24.
- 28) Just, S. 64.

結 語

ドイツ機械製造工カンパニーの4年の歴史は、当時におけるドイツの労働者運動全体の流れのなかでどのように位置づけられるだろうか。

まずアイゼンベルクの調査によって、1860/70年代の生産協同組合の全体の状況を見ておこう。¹⁾彼女のあげる304の生産協同組合のうち、実際に設立されたことの確認されるものは281あり、残りの23については計画の事実のみが知

られている（ただしそのうちいくつかは実際に設立された可能性もある）。業種別に見ると、繊維工業（56）、指物業（44）、仕立業（34）、葉巻製造業（23）、建築業（19）、印刷業（17）でとくに多くの生産協同組合が設立されている。このような業種ごとの差違は、何よりも設立資金の問題に規定されていたと思われる。例えば葉巻製造業の場合、原料葉たばこの仕入れにやや多額の資金を要するだけで、あとは必要な生産手段といえはナイフと芯の型枠程度、そして最低限機一台入るスペースさえあれば作業は可能になる。1872年にハルバーシュタットの13人の葉巻労働者が生産協同組合を設立したとき、創業資金は950 Tlr. 弱にすぎなかった。また大工・左官職人の協同組合について見れば、道具はすでに職人自身所持しており、内装・修繕作業に仕事を限定すれば足場・手押車のような器材も不要であった。繊維工業・指物業・仕立業の場合は、しばしば原料の購入・製品の販売等の仲介機能のみを組合がひきうけ、実際の生産は家内工業の形態で行われた。最後に印刷業の場合、例えば1873年に設立されたライプツィヒの生産協同組合は、既存の印刷所を7,900 Tlr. で買い取って事業を始めた。またその前年のプレスラウの印刷工生産協同組合の場合、開設には3,300 Tlr. ほどの資金が必要であった。印刷工の週賃銀が当時5 Tlr. 程度（これでも他の業種の平均を上回る）であったことを考えれば、上の額は決して小さいものではない。しかし次に見る重工業部門とくらべれば、それがわずかであったことは明らかである。

例えば製鉄所を新設するには、1850年頃ですでに20万から30万 Tlr. の資金が必要であった。製鉄業・鑄鉄業における生産協同組合の数は当然ながらわずかにすぎず、これまでのところ、1870年と72年に設立されたハルツ地方の二つの鑄鉄製品生産協同組合が確認されるにすぎない。これら二つの工場の開設資金は、それぞれ25,000 Tlr., 40,000 Tlr. であった。ただしこの両者の場合、ちょうど廃業した経営を引き継ぐという有利な条件があり、従って開設資金は通常よりわずかですんだ。またこの協同組合には、労働者以外からかなりの資金が拠出されている。

機械工業の場合も、工場の設立に要する資金は莫大なものであった。1850年

頃に中規模な工場で6万 Tlr.、大規模なものになると15万 Tlr. の創業資金が必要であったと言われる。1863年に 31,000 Tlr. で工場を購入したドイツ機械製造工カンパニーは、有利な買い物をしたと言えるだろう。しかしそれにしても、これだけの資金の調達は容易ではなかった。機械工業の熟練工は他の労働者と比べてかなり高い賃金を得ていたが、それでも週 10 Tlr. を上回る程度である。1865/66年にベルリンの機械製造工が生産協同組合を設立しようとしたとき、必要な資金は10万 Tlr. と見積もられた。しかし実際に集まった資金は8,000 Tlr. にすぎず、計画は失敗に終わった。このような状況のなかで、ドイツ機械製造工カンパニーは先進的な試みとして世の耳目を集めたのである。

このケムニッツの試みを含め、機械工業では少なくとも8つの生産協同組合が設立され、さらに2つが計画されている。同じ重工業部門の製鉄業と比べて少ない数ではない。このような相違の理由としては、まず機械工場の設立に要する資金が、それ自体としては巨額であるとはいえ、製鉄業よりは少ない額ですむという事情があげられよう。しかし同時にわれわれは、機械工業で働く労働者の主体的能力の高さにも注目せねばならない。「手工業的工場熟練工」とわれわれの表現した労働者の高度の熟練とそれに照応する比較的高い賃金収入、そしてさらに「独立」を求める進取の気性が、困難な事業の実現を可能にする前提であった。

もっとも労働者による工場の経営が必ずしも順調には進まなかったことも、われわれは指摘しておいた。何よりも資金難、そして経営能力の不足、労働者の規律の欠如、工場主側の妨害等々。実はこのような困難は、当時の労働者生産協同組合にはほぼ共通して認められる現象であった。「外部から資金を調達し、また『純粋な賃労働者』を雇って、協同組合が資本主義的会社企業に転化した場合にのみ、経済的失敗は回避され²⁾えた。」当時のさまざまな生産協同組合の試みを総括して、アイゼンベルクはこのように言う。工業化の進展に伴い、とりわけ先進の部門であればあるほど、労働者による生産協同組合の設立は困難になるであろう。

実際1860/70年代に成立した生産協同組合の大半は5年以内、あるいはせい

ぜい10年以内で破産している。1年もたずに破産したのも少なくとも15を数える。たしかに1890年代、あるいはそれ以降まで存続した経営も20をこえている。しかし生産協同組合が労働者運動の中心に位置することはもはやなかった。1860年代後半以降、ドイツでは多数の労働組合が成立する。ラサール派、アイゼナハ派、あるいは自由主義的なヒルシュ=ドゥンカー系のいずれに属するにせよ、これらの労働組合は当初生産協同組合を積極的に支援し、あるいは自らその設立にとりくんだ。しかし経営上の困難・破綻に直面して、すでに70年代前半にはこの試みに対する批判が高まった。一方協同組合の側にしても、労働組合と結びつくことがつねに有利であったわけではない。とくに社会主義的組織との結合は、労働者以外からの資金の調達を困難にした。さらにわれわれは、資本主義的生産の発展にともなう労働者の「賃労働者化」の進展のなかで、生産者としての「独立」よりは、むしろ賃労働者としての状態の改善が、労働者の関心の中心を占めるようになっていったことに注意せねばならないだろう。生産協同組合ではなく労働組合が、労働者の経済闘争の中心的組織形態となる。

いま一つ、シュルツェ対ラサールに代表される政治的・理論的対立は、労働者による生産協同組合の試みにどのような影響を与えたであろうか。

先にあげた304の生産協同組合のうち、シュルツェが支援し、あるいは彼の指針に従って設立されたことの知られるものは、少なくとも9ある。一方ラサール派およびアイゼナハ派、そして両派に属する労働組合が設立に関与したものは、それぞれ8、12確認される。最後にヒルシュ=ドゥンカー労働組合による生産協同組合の数は43であった。最後のものを除いて確認される数はきわめて少ないが、これは一つには資料的制約によるところが大きい。多くの生産協同組合については、たんに設立ないし計画の事実のみが確認されるにすぎない。また周知の通りドイツでは、労働組合と政党とが当初から密接にからみあっていたが、とはいえ例えば社会民主主義系の労働組合すべてが、ラサール派・アイゼナハ派のいずれかに明瞭に区分されるわけではない。労働組合は、それ自体独自の勢力を成していた。³⁾

しかしこのような問題とは別に、われわれは、労働者が必ずしも外部からの

影響によって生産協同組合の試みにのりだしたわけではない、ということに注意すべきである。ドイツ機械製造工カンパニーの場合、シュルツェが関与する以前に、まず労働者自身のイニシアティブによって工場が開設された。もとより彼らが、あらかじめシュルツェの思想に何らかの影響を受けていた可能性は充分にある。しかし少なくともそれと並んで、ケムニッツの労働者はすでに三月革命期以前に遡る協同組合の伝統を持っていた。

「自助か国家援助か」という形で硬直化した生産協同組合に関する論争は、一般の労働者の行動を必ずしも拘束しなかった。組合企業の維持・発展という観点からすれば、「自助でも国家援助でも」組合に対する資金供与は基本的に歓迎すべきものだった。政治的・理論的な争いが労働者運動に及ぼした影響の重要性はもとより否定しえないが、それと並んでわれわれは、労働者大衆自身の自発性に一層注意を向けるべきであろう。

もっとも生産協同組合の問題をめぐる、自由主義者の名望家層と労働者との「分離」はすでに明らかになっていた。生産協同組合を当初自身の協同組合運動の「頂点」に位置づけていたシュルツェは、やがてこれに消極的な姿勢をとるようになった。労働者の上昇を不可欠の一部とする彼の「初期自由主義」的構想は、実際に展開した協同組合運動の「下」への閉鎖という現実の前に、維持しえなくなっていた。しかもこのようなシュルツェでさえ、自由主義者内部で孤立しつつあった。あくまで「個人の自助」に固執するM. ヴィルトは、協同組合による「集団的自助」に対してさえ否定的であった。そしてさらに労働組合をめぐる議論のなかで、シュルツェの孤立は決定的になる。⁴⁾

他の自由主義者同様、シュルツェは当初労働組合に否定的であった。彼の信奉する賃金基金説によれば、労働組合運動による賃金の引き上げはそもそも不可能であり、したがって無意味である。しかしこのような否定的な姿勢を、シュルツェは1860年代半ば以降変えていく。他のすべての市民と同じ権利を与えないで、どうして労働者を社会的・政治的に統合することができるのか。法的権利の不平等をそのままにしておいて、自分の経済状態は自分の力で改善せよ、と労働者に言うだけで、どうして社会民主主義の進出を阻止できるだろうか。

シュルツェはこのように考えて、労働者にも団結する権利、すなわち労働組合結成の権利を認めるべきであると主張した。1869年にヒルシュ=ドゥンカー系の自由主義的労働組合が結成された際、シュルツェはこれを積極的に支援している。

しかしこうして成立したヒルシュ=ドゥンカー労働組合は、1869年12月から7週間にわたって闘われたヴァルデンベルク（=ネーダー=シュレージエン）鉱山労働者ストライキの敗北によって、一挙に信用を失墜する。労使間の紛争の平和的解決というこの組合の方針は、企業家および政府当局の弾圧の前に無力であることが明らかになった。当初社会民主主義両派の労働組合とはほぼ匹敵する勢力をもっていた自由主義的労働組合の成員数は、ストライキの敗北後大幅に減少する。⁵⁾

このストライキの敗北、そして自由主義的労働組合のその後の停滞は、シュルツェ個人の威信の低下にもつながった。無制限の団結の自由という彼の主張を、大半の自由主義者は支持しなかった。「自助」を説くだけで、労働者の社会的・経済的要求にこたえる処方箋を提示しえなかった彼らは、労働者という大衆的基盤を失うことになる。

1860/70年代における「プロレタリア的民主主義のブルジョアの民主主義からの分離」の過程は、その背後にドイツにおける「初期自由主義」の解体を伴っていた。ガルの言うように、自由主義はブルジョアジーの「階級イデオロギー」に変質する。シュルツェから、おそらくフリートリヒ=ナウマンら第二帝政期の社会自由主義（Sozialliberalismus）につながる自由主義の系譜は、そもそも全体として弱体であったその後のドイツ自由主義内部においても、さらに少数派にすぎなかった。⁶⁾

ドイツ機械製造工カンパニーの試みは4年間で失敗に終わった。しかしそこに注ぎ込まれた労働者のエネルギーは、その後高まりこそすれ衰えはしなかった。1871年10月、10時間労働を要求して闘われたケムニッツ機械製造工のストライキには、約8,000人の労働者が参加した。3週間続いたこのストライキが敗北に終わった後、SDAPの機関紙『人民国家』は次のように訴えている。

「われわれの労働組合は、全体として紙上の存在にとどまっている。…われわれは紙の上の組織を現実のものにしなければならない。全力で労働組合運動に取り組もう。」⁷⁾労働組合運動はいよいよ本格的な展開を示しつつあった。

- 1) 以下, C. Eisenberg, *Frühe Arbeiterbewegung und Genossenschaften. Theorie und Praxis der Produktivgenossenschaften in der deutschen Sozialdemokratie und den Gewerkschaften der 1860er/1870er Jahre*, Bonn 1983, S. 154 ff. の一覧表, さらに Kap. 4 を参照。
- 2) Ebd., S. 82.
- 3) 代表的なラサール主義者の一人フリッチェに率いられた葉巻労働者の全国組織「全ドイツ葉巻労働者連合」は, しかしラサール派の労働組合連合には加わらず, 組織上は中立の立場をとった。この「葉巻労働者連合」による生産協同組合を加えれば, ラサール派が設立に関与した生産協同組合は5つ増えて13となる。労働組合の政治的方向について, W. Albrecht, *Fachverein-Berufsgewerkschaft-Zentralverband. Organisationsprobleme der deutschen Gewerkschaften 1870-1890*, Bonn 1982, Kap. II-V, および S. 531 ff. (Tabelle 3) を参照。
- 4) 以下, Aldenhoff, S. 203 ff.; Albrecht, S. 89 ff.; Kocka, *Lohnarbeit*, S. 183 を参照。
- 5) ヴァルデンベルク鉱山労働者ストライキのすぐれた分析として, U. Engelhardt, “Nur vereinigt sind wir stark”. Die Anfänge der deutschen Gewerkschaftsbewegung 1862/63 bis 1869/70, Bd. 2, Stuttgart 1977, S. 1071 ff.
- 6) Vgl. Gall, S. 174-177; Aldenhoff, S. 242. また, 国際比較の視点からするドイツ自由主義の特質の分析として, D. Langewiesche, *Liberalismus und Bürgertum in Europa*, in: J. Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert*, Bd. 3, München 1988, S. 360 ff.
- 7) *Der Volksstaat*, Nr. 93, 18. 11. 1871 (ND Leipzig, 1971), “Die Lehre des Chemnitzer Streikes”. このストライキについて, Albrecht, S. 137; H. Stöbe, *Der Grosse Streik der Chemnitzer Metallarbeiter zur Durchsetzung des Zehn-studentages im Jahre 1871*, Karl-Marx-Stadt 1962 (BHK 10) を参照。またケムニッツの労働組合運動について, E. Hofmann, *Von der Mühsal, den richtigen Weg zu finden. Die Haltung des Chemnitzer Proletariats im beginnenden Prozeß der Herausbildung nationaler Gewerkschaften 1865-1869*, in: BHK 27 (1984), S. 45 ff.

付記:本稿は,平成3年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)による研究成果の一部である。